

宇陀市監査委員告示第5号

平成28年度第5回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月20日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

## 1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成28年4月1日から平成29年1月31日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 市立病院
- (2) 介護老人保健施設

## 3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成29年3月3日（金）	さんとびあ榛原
平成29年3月15日（水）	市立病院

## 4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

## 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において公金外現金の取扱状況についても監査を実施した。概ね適正に管理されていることが確認できた。引き続き、公金外現金の取り扱いについて徹底されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づ

き、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

ア 契約締結の事務執行について（市立病院及びさんとぴあ榛原）  
帳票書類を確認したところ、予算執行が認められた日以前に  
契約締結の事務が行われていた。

法令を順守されたい。

イ 随意契約理由の明示について（市立病院及びさんとぴあ榛原）  
随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記  
載が明示されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

ウ 給食業務委託契約について（さんとぴあ榛原）

さんとぴあ榛原入所者の給食業務を開設以来一度も見直すこ  
となく、同一業者に委託されていることが確認できた。

業者選定について、選定方法を検討されたい。